ヤングケアラー
連携支援マニュアル

～子どもが子どもらしく暮らせる
【あたたかい京都】の実現をめざして～

令和５年９月（第１．１版）

京都府ヤングケアラー総合支援センター

目　　次

１　はじめに 1

２　ヤングケアラーとは 2

３　ヤングケアラーの実態について 4

４　京都府ヤングケアラー総合支援センターについて 8

５　ヤングケアラーの支援について 9

① 支援までのフローについて 9

② ヤングケアラーに気づくポイントについて １２

③ ヤングケアラーへのサポートについて １４

④ ヤングケアラー支援のための連携について １５

⑤ 個人情報について １６

⑥ ヤングケアラー支援のために気をつけること １７

＜参考資料＞

アセスメントシート １９

１　はじめに

少子化や高齢化の進展、さらに、働き方や家族の形が多様化する中、これまで潜在していた問題や課題が明らかになっており、特に、大人が担うようなケアや家事、家族の世話など、年齢に見合わない重い責任や負担を背負い、学業や友だちづきあい、自身の健康などに様々な不安や悩みを抱えている「ヤングケアラー」と呼ばれる子ども・若者の姿が明らかになってきました。

「ヤングケアラー」は家庭内のデリケートな問題であることから表面化しづらく、周囲の大人のみならず、子ども自身や家族もそのしんどさに気づいていない、誰にも相談出来ない状態があることが国などの調査から見えてきました。

京都府では、ヤングケアラーについて多くの方に知っていただき、子どもたちが困った時には気軽に相談して SOS を出せる窓口として令和４年４月に「京都府ヤングケアラー総合支援センター」を開設いたしました。

子どもたちが抱える問題を解決するためには、子どもたちの身近なところで多機関が連携し、ひとりひとりの子どもの状況にあわせたきめ細かな寄り添い支援をすることが必要であると考えられることから、この度、ヤングケアラー連携支援マニュアルを策定することといたしました。

ご一読いただき、支援の参考にしていただければ幸いです。なお、本マニュアルは新しい情報を加えて改訂し、第１．１版といたしました。今後も支援の実施状況等を踏まえ、随時改訂して参ります。

また、ヤングケアラーへの支援については、「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」（令和４年３月有限責任監査法人トーマツ）等も参考にしてください。（以下「国マニュアル」と記載します）

２　ヤングケアラーとは

「ヤングケアラー」について、法律上の定義はありませんが、厚生労働省のホームページでは「一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」とされています。

子どもの定義について、子ども・子育て支援法では「18 歳に達する日以降の最初の３月 31 日までの間にある者」ですが、地方自治体等の実態調査では 18 歳未満を対象として調査をされることが多いようです。

しかしながら、18 歳以上の若者であっても、ヤングケアラーあるいは元ヤングケアラーとして依然として困難を抱えている実態があることから、京都府ヤングケアラー総合支援センターでは年齢で制限を設けず、子ども・若者からの相談を受けています。

支援の対象とするヤングケアラーが行っているケアについては、高齢者や障害者の介護をはじめ、きょうだいのお世話や見守り、病気や生活上の困難を抱える父母の感情面でのサポート、買い物や食事の用意などの家事等々、幅広い内容を含むと考えています。併せて、ケアを日常的に行っている、あるいは制度利用の判断などの重い責任を担っているなど、子ども・若者自身の負担感や権利が侵害されていないかという視点からも、総合的に考えることが必要です。

具体的なヤングケアラーの例については、右図（一般社団法人日本ケアラー連盟「ヤングケアラーはこんな子どもたちです」の資料を元に作成）を参考にしてください。

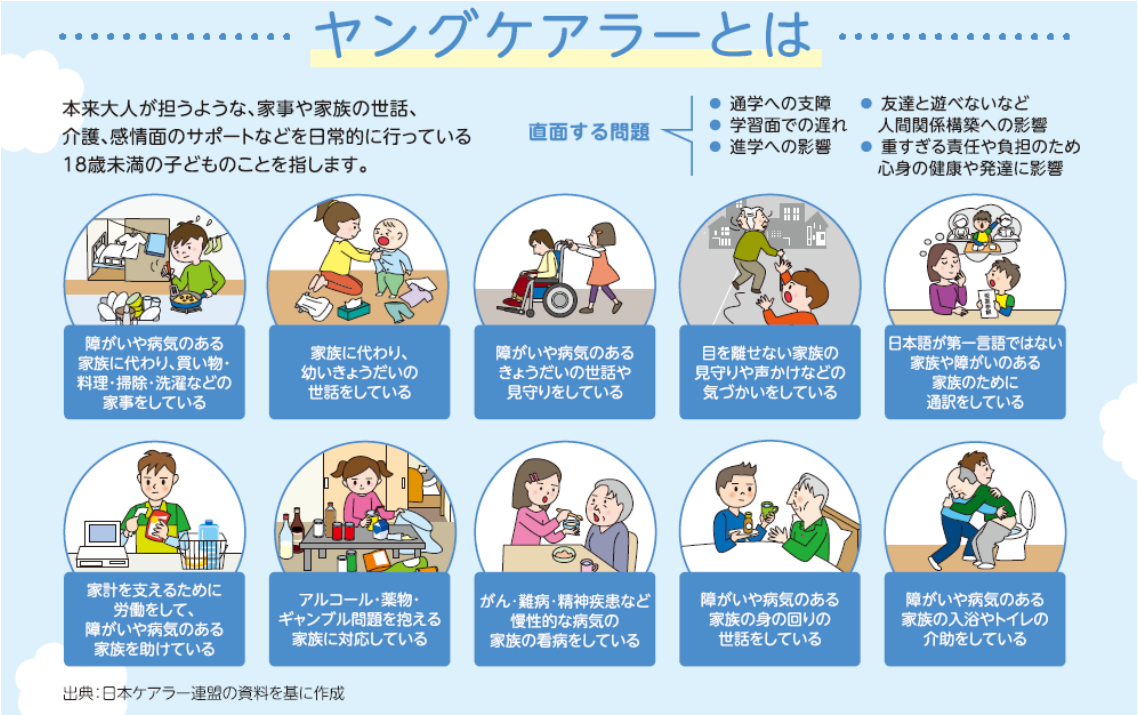

ヤングケアラーとお手伝い

きょうだいの世話や家事などは、「昔はみんなやっていた」「お手伝いであって、問題視するようなものではない」と感じる方もいらっしゃるでしょう。ヤングケアラーなのかどうか考えるときに、それが子ども自身に大きな負担になっていないか、ケアをすることで通学やクラブ活動、友達との交流等を制限されていないか、などを考えて見てください。また、家事やケアの役割や責任の全てを子どもが担っていないかという点も含めて判断いただければと思います。

たまたま保護者の帰りが遅い日に、兄が保育園に迎えに行く、その事は保護者から保育園に伝えられている、用意されている夕食を子どもだけで食べる日もある、というような場合、どうでしょうか？

このように家族の助け合い、家庭の中での役割を果たすことで子ども自身のプラスの経験となる場合もあります。子どもにとってどうかという点も勘案してく

３　ヤングケアラーの実態について

◎ヤングケアラーの実態（国調査から）

　要保護児童対策地域協議会、子ども本人、学校を対象とした初めての全国規模の調査研究の報告書が令和３年に公表され、世話をしている家族が「いる」と回答した子どもは、中学２年生で 5.7%、全日制高校２年生で 4.1%という結果が示されました。

　世話をしている家族が「いる」と回答した子どものうち、世話をしていても自分のやりたいことへの影響は特にないと回答した子どもが半数いる一方で、家族への世話を「ほぼ毎日」していると回答した生徒は３～６割程度、一日平均７時間以上世話をしていると回答した中高生が１割程度存在するという結果でした。

　また、本人にヤングケアラーという自覚がない場合も多く、子どもらしい生活が送れず、誰にも相談できずに日々ひとりで耐えている状況が窺えます。

◎ヤングケアラーの実態に関する調査研究
（令和３年３月　三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング株式会社 ）

○　世話をしている家族が「いる」と回答したのは、中学２年生が5.7%、全日制高校２年生は4.1%

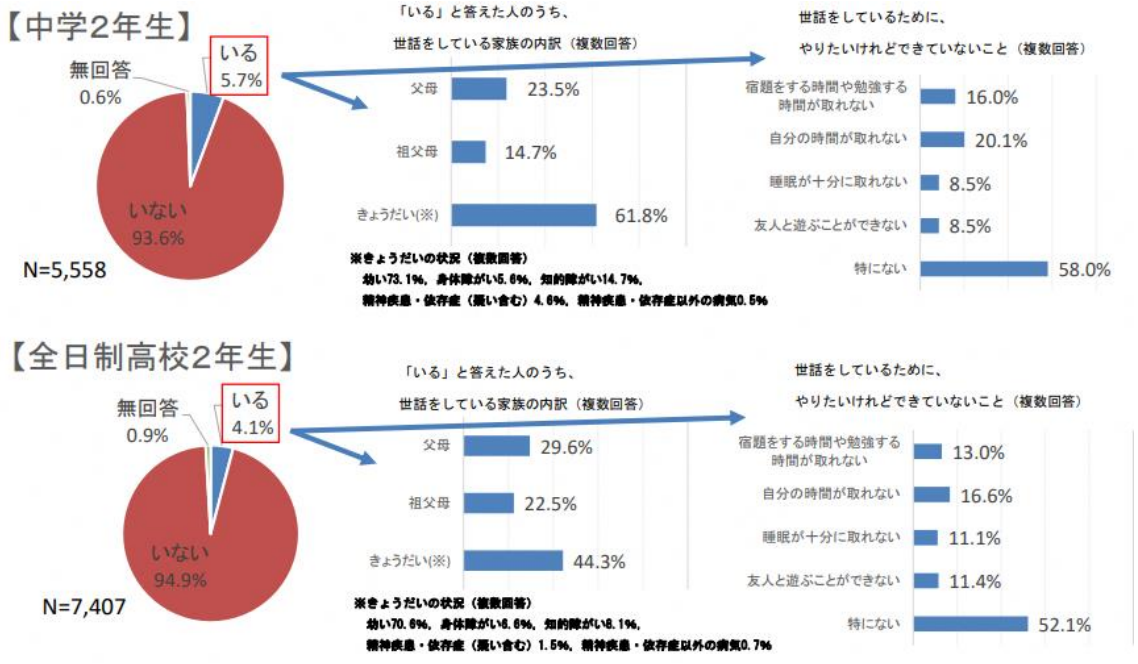

○　世話の頻度について、「ほぼ毎日」が３～６割程度となっている。
○　平日１日あたり世話に費やす時間について、「３時間未満」が多いが、「７時間以上」も１割程度いる。

【中学２年生】

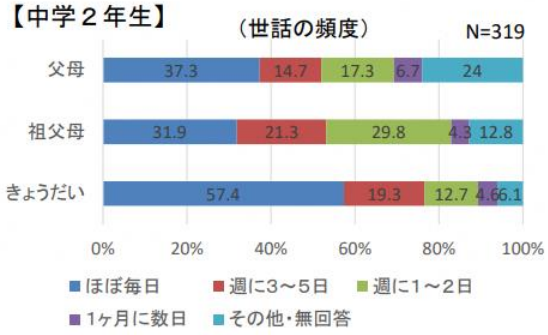

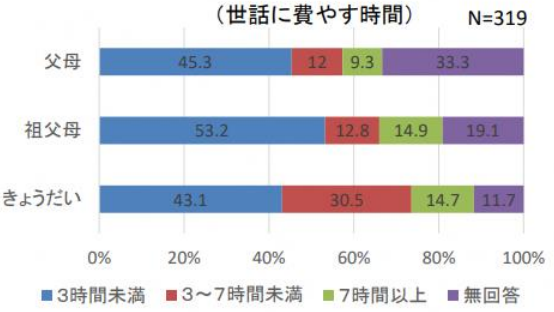

【全日制高校２年生】

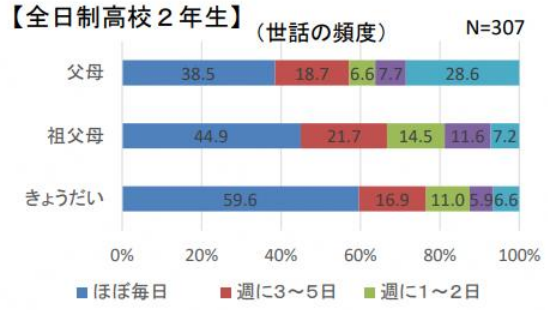

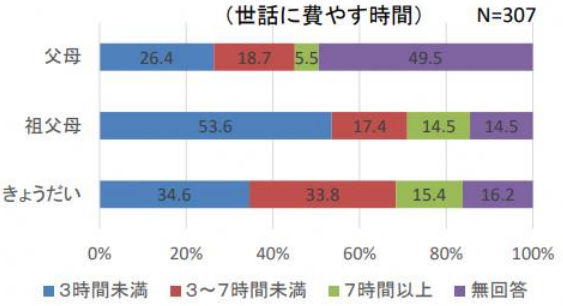

○　ヤングケアラーと自覚している子どもは約2%、わからないとした子どもが１～２割程度

【中学2年生】

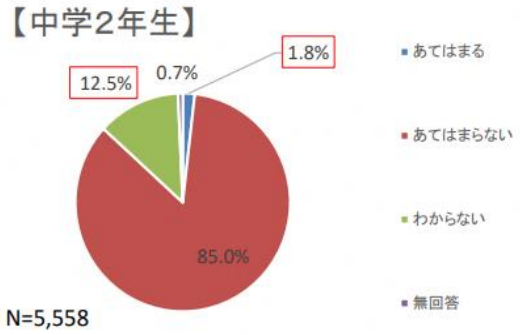

【全日制高校2年生】

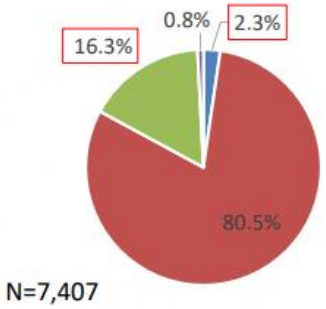

○　ヤングケアラーの認知度は低く、「聞いたことはない」と回答したのは、８割を超えた。

【中学2年生】

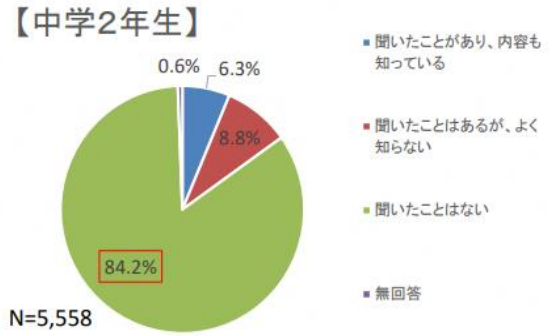

【全日制高校2年生】

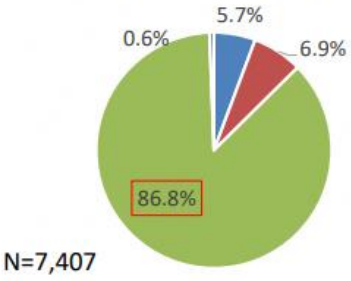

◎ヤングケアラーの実態（京都府の調査から）

京都府においても、令和３年度に関係支援者やひとり親世帯を対象にした実態調査を実施しました。

その結果、一定数のヤングケアラーの存在が明らかになり、また、幼いきょうだいの世話や家事を担うひとり親家庭のヤングケアラーへの支援についても対応が求められていることが分かりました。

また、子どもたちや周囲の大人等に対し、広くヤングケアラーの認知度を高めていくとともに、専門対応体制を構築し、早期発見により孤立を防ぎ、福祉施策等と連携して支援につなげる仕組みづくりが必要と考えられます。

① 支援者への調査

（民生児童委員、ケアマネジャー、障害者の指定相談支援事業所、保育園、学校）

- 概ね１割以上の支援者がヤングケアラーを把握。
- ヤングケアラー支援に必要な取組として、ヤングケアラー自身への広報啓発や、学校と福祉の連携をあげる声が多い。

※１つの配布対象から複数回答あり

対　象	調査先	対象数	回答数	ﾔﾝｸﾞｹｱﾗｰあり	
見守り対象者	単位民生児童委員協議会代表者	112	121	12	9.9%
高齢者世帯	居宅介護支援事業所、地域包括支援ｾﾝﾀｰ	379	192	27	14.1%
障害者世帯	指定相談支援事業所	124	52	15	28.8%
共働きの子育て世帯等	公立保育所・認定こども園、放課後児童ｸﾗﾌﾞ、児童館、私立保育所・認定こども園	518	243	30	12.3%（きょうだいによるお迎え）
府内公立学校	小学校、中学校、義務教育学校、府立学校（中学校、高等学校、特別支援学校）	355	198	98	49.5%
合　　計		1,488	806		－

◎ヤングケアラー支援に必要な取組み（主なもの）

- 自らの状態が相談できる状態であることをヤングケアラーが知ること
- 家族の介護や療養上の世話に関して相談できることをヤングケアラーが知ること
- 介護・福祉サービスに関する情報を、ヤングケアラーや家族が得られること
- 学校生活や仕事で困ったことがあるときに相談できる支援機関を、ヤングケアラーが知ること
- 学校のケース会議に、まなび・生活アドバイザーや福祉機関関係者が参加すること

② ひとり親への調査

- 約１割が家族の世話をしており、中高生全体（４～６％）と比べ高い傾向
- 世話の相手は兄弟姉妹が半数以上
- また、３割以上は日常的に家事をしている。

対象：府内（京都市除く）の母子父子世帯（6,556 世帯）、回答数：2,210 世帯（33.7%）

主な項目		家事		家族の世話	
		人数	割合	人数	割合
子どもが日常的に家事・家族の世話をしている		806	36.5%	205	9.3%
内　容	家事全般	283	35.1%		
	金銭管理・諸手続	12	1.5%		
	身の回りの世話			133	64.9%
	介護			12	5.9%
	通院や外出の付添い			9	4.4%
頻　度	ほぼ毎日	244	30.3%	84	41.0%
	週に３～５日	200	24.8%	42	20.5%
	週に１～２日	201	24.9%	45	22.0%
１日あたりにかける時間	３時間未満	732	90.8%	181	88.3%
	３～７時間	6	0.7%	7	3.4%
	７時間以上	1	0.1%	1	0.5%
世話をしている相手	父母			28	13.7%
	祖父母			47	22.9%
	兄弟姉妹			119	58.0%
家事・家族の世話をしていない		1,363		1,803	
無回答		41		202	
計		2,210		2,210	

４　京都府ヤングケアラー総合支援センターについて

設　立　　令和４年４月２８日
場　所　　京都テルサ（京都市南区）東館２階
運　営　　（福）京都府母子寡婦福祉連合会
体　制　　センター長：京都府家庭支援課参事
　　副センター長：ひとり親センター所長兼務
　　コーディネーター：２名
　　相談員：２名
開設日　　毎週月曜日～土曜日
電話相談　10:00～18:00　℡　075-662-2840
メール相談　ycarer@pref.kyoto.lg.jp
ホームページ　https://hitorioya.kyoto/ycarer/

＜センターの主な取り組み＞

① ヤングケアラーへの相談支援

悩み事があるが身近に相談できる人がいない。どこに相談していいかわからない。とにかく誰かに話を聞いて欲しい。という子どもたちの相談を受け、どのようなサポートが必要か考え、支援につなぎます。関係機関や団体からの相談もお受けし、解決に向けてともに考えます。

② 広報啓発

啓発用チラシやリーフレット等の作成、ホームページ等による周知を行います。

③ 関係機関とのネットワーク構築

関係機関とのネットワーク会議や研修を実施し、関係者の顔の見える関係作りに取り組みます。

④ オンラインコミュニティの開設・運営

子どもたちが気軽に参加できるよう、オンラインでの交流の場を作ります。
支援団体や当事者の声を聞きながら運営します。（毎月第２土曜日開催）

５　ヤングケアラーの支援について

①　支援までのフローについて

●一般的な流れ

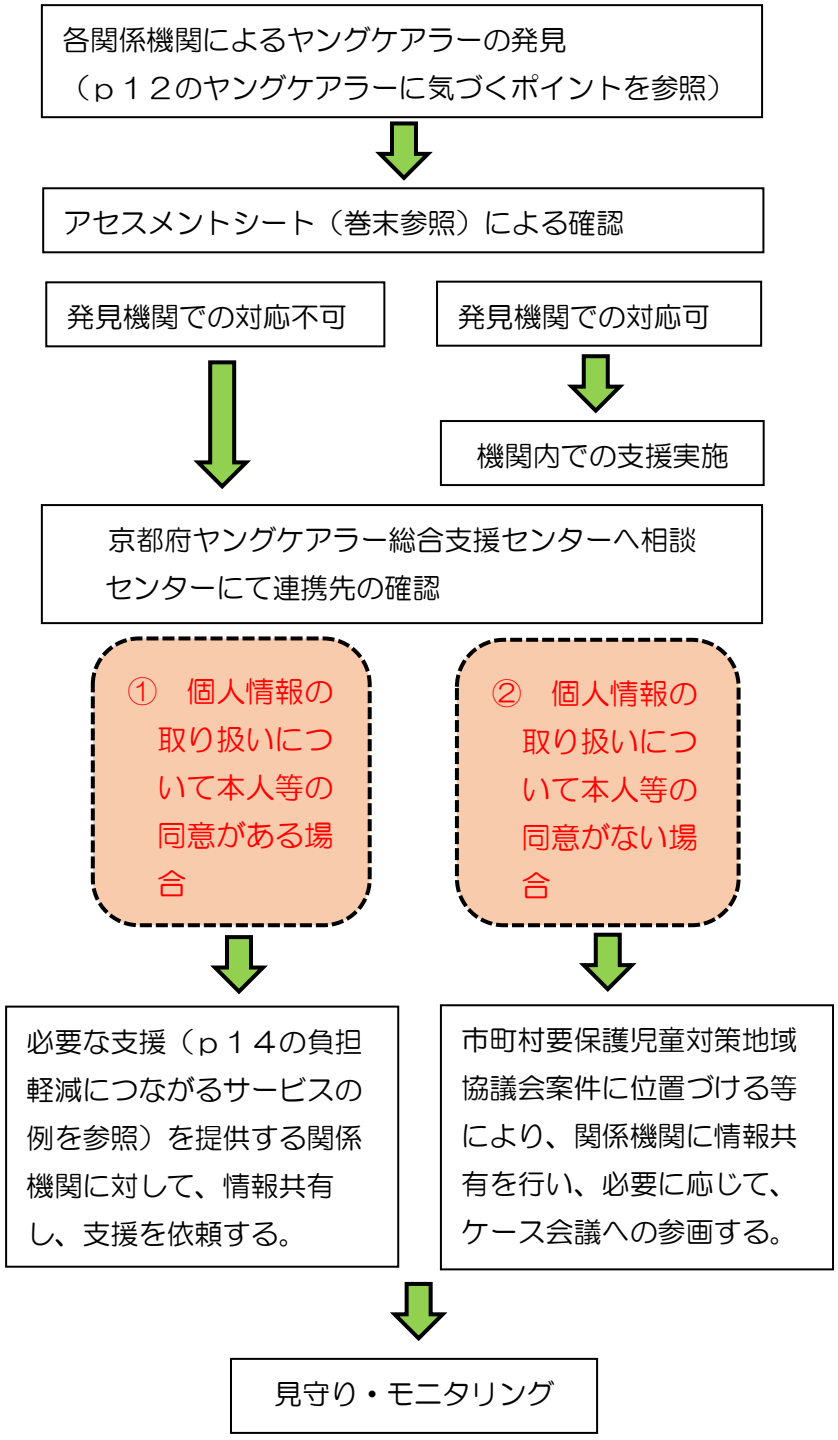

●学校での流れ

学校関係者については、子どもと日頃接する時間が長く、ヤングケアラーへの支援に果たす役割は大きいと考えられます。

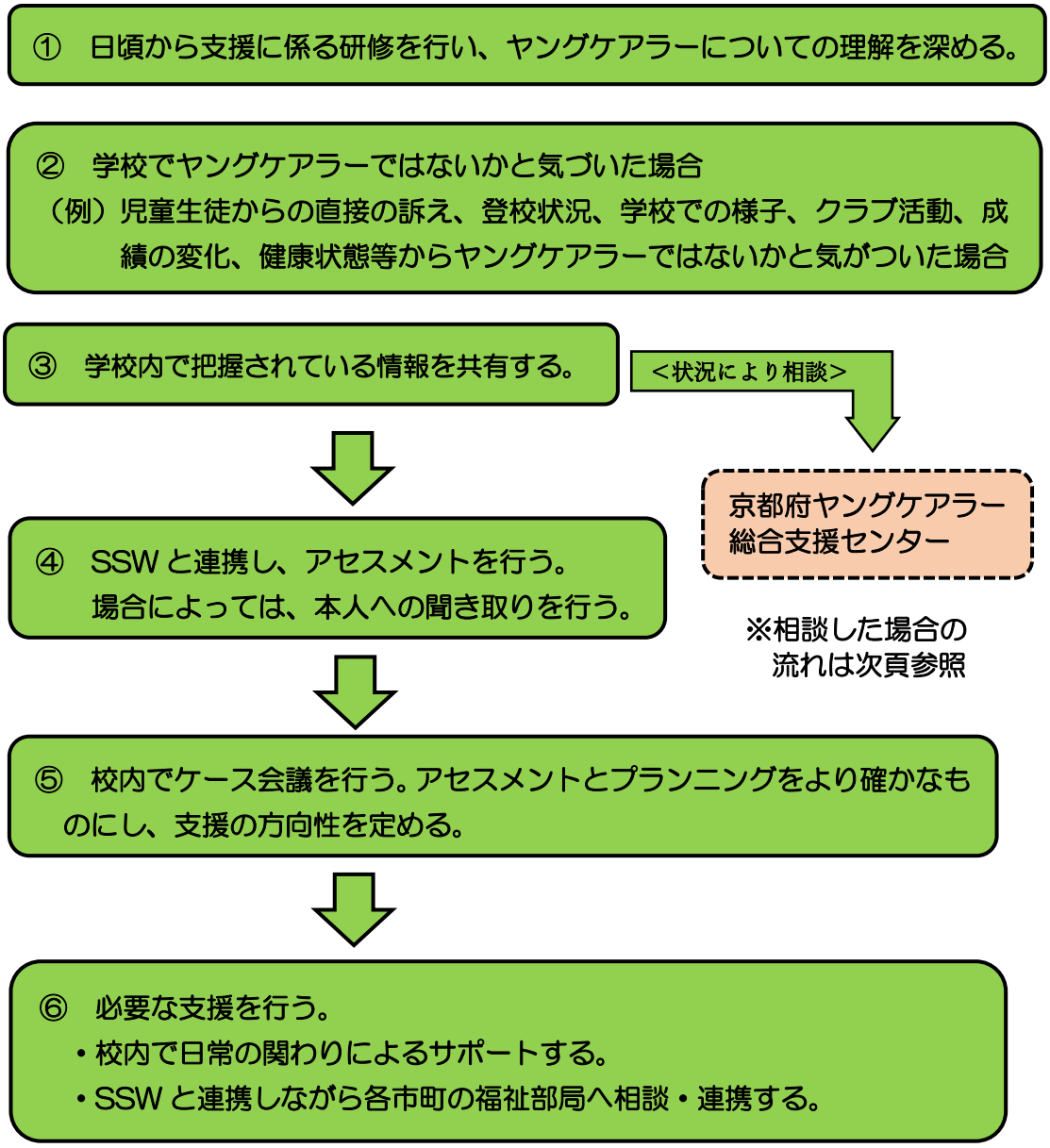

＜京都府ヤングケアラー総合支援センターに相談をする場合＞

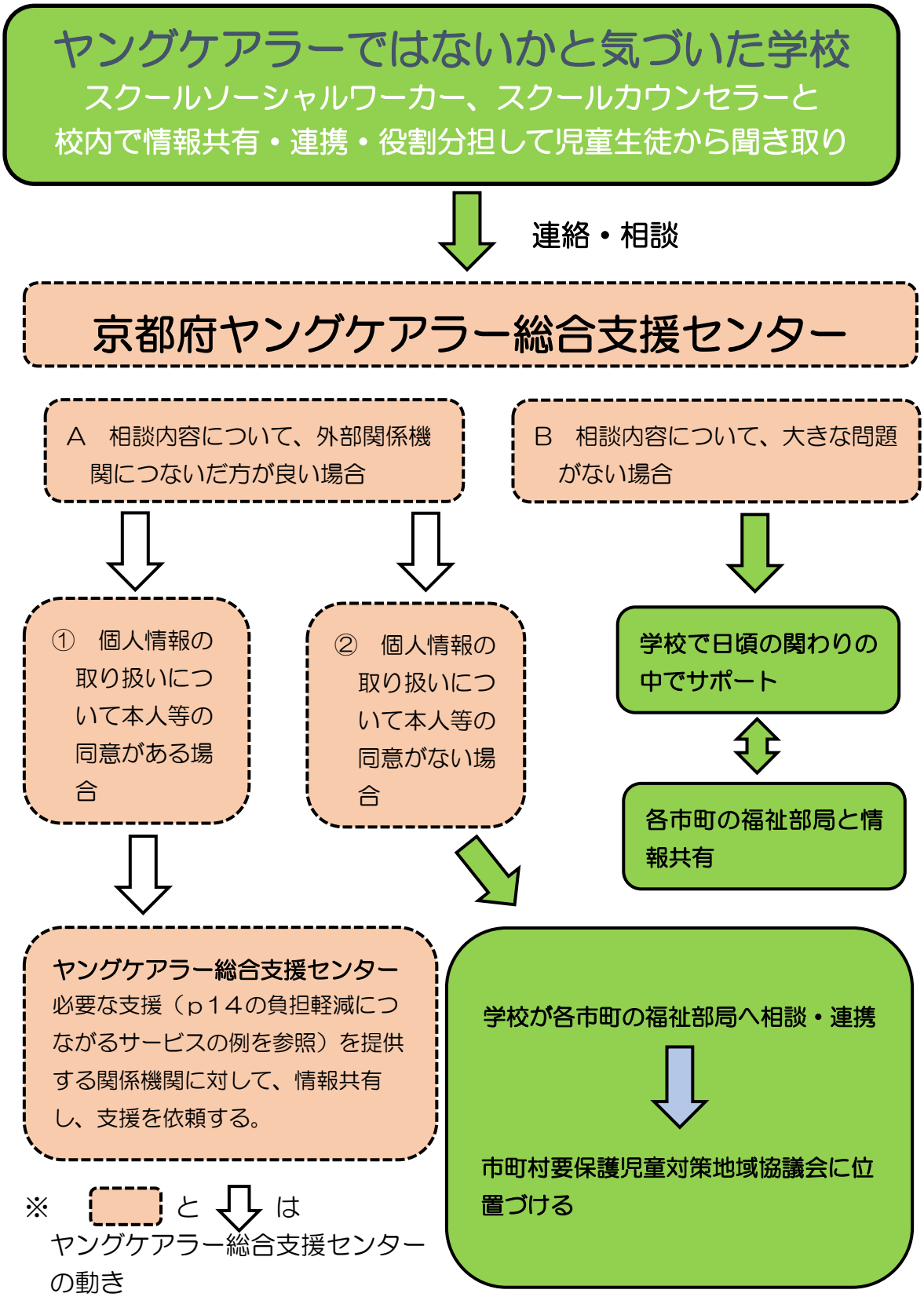

②　ヤングケアラーに気づくポイントについて

ヤングケアラーの問題は家庭内の問題であり表に出にくいと言われています。
しかし、少しの違い・変化に気づく、視点を変えるなどから見えてくる事があります。国マニュアルの「きっかけの例」を参考に状況を把握しましょう。

分野（場所）等	きっかけの例
教育・保育 **（学校・保育所等）**	□ **本人の健康上に問題がなさそうだが欠席が多い、不登校である** □ **遅刻や早退が多い** □ 保健室で過ごしていることが多い □ 提出物が遅れがちになってきた □ 持ち物がそろわなくなってきた □ **しっかりしすぎている** □ **優等生でいつも頑張っている** □ **子ども同士よりも大人と話が合う** □ **周囲の人に気を遣いすぎる** □ 服装が乱れている □ **児童・生徒から相談がある** □ **家庭訪問時や生活ノート等にケアをしていることが書かれている** □ 保護者が授業参観や保護者面談に来ない □ **幼いきょうだいの送迎をしていることがある**
高齢者福祉 **（高齢福祉事業所、地域包括支援センター、自宅等）**	□ 家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある □ 日常の家事をしている姿を見かけることがある
障害福祉 **（障害福祉サービス事業所、基幹相談支援センター・相談支援センター、自宅等）**	□ 家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある □ 日常の家事をしている姿を見かけることがある
生活保護・生活困窮 **（福祉事務所、生活困窮者自立支援機関、自宅等）**	□ 家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある （生活保護担当職員による対応時等） □ 家庭訪問時や来所相談時に常に傍にいる
医療 **（病院、診療所、自宅等）**	□ **家族の付き添いをしている姿を見かけることがある** **（平日に学校を休んで付き添いをしている場合等）** □ 来院時の本人の身なりが整っていない、虫歯が多い □ **家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある（往診時等）**
地域	□ **学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある** □ 毎日のようにスーパーで買い物をしている □ 毎日のように洗濯物を干している □ 自治会の集まり等、通常大人が参加する場に子どもだけで参加している □ **民生委員・児童委員による訪問時にケアの状況を把握する** □ **子ども食堂での様子に気になる点がある**

問題が無いように見える「良い子」実は頑張りすぎているのかもしれません。

ヤングケアラーと地域でのサポート

ヤングケアラーである子どもたちの中には、学校に遅刻したり、欠席がちになる子もいます。また、介護のために学校を早退したり、クラブ活動をせず早めに帰宅したりする子もいるようです。

子どもたちが学校にいる時間帯に家庭に居て家事をしていたり、買い物や通院の付き添いをしている様子を見かけることがあれば、ヤングケアラーなのかもしれないと少し注意をして見てあげてください。

それが頻繁に見られるようでしたら、何か手助けが必要ではないか、くたびれていないか、身近な地域の方から子どもに声かけをしていただければと思います。民生児童委員や、地域の福祉委員をはじめ、子どもの居場所、子ども食堂でのボランティア、スーパーやコンビニの店員、訪問介護員、ケアマネ等もヤングケアラーに「気づき」「つなぐ」「見守る」役割を分担していただけるよう、働きかけることが望まれます。

ヤングケアラーと家族支援

ヤングケアラーと思われる子どもを発見した場合、御本人や御家族が現在の状況をどのように捉えているか、支援が必要であると考えているか、といった意思や希望を確認することが重要になります。

御本人たちが意図しないところで勝手に支援が進められてしまう行き違いを防ぎ、信頼関係を築くことになります。

御本人と御家族の思いや希望が異なることがあるかもしれません。その場合においても、御家族ありきの支援ではなく、ヤングケアラーである子どもを中心とした支援はどのようなものかをご検討ください。

また、意思確認は、連携前の段階に限って一度だけ行うというものではありません。支援を続けて行く中で、必要に応じて繰り返し行い、御本人や御家族の状況や意思を確認することが大切です。

③　ヤングケアラーへのサポートについて

ヤングケアラー本人への直接的なサポート制度はまだ限られており、既存の制度・施策からヤングケアラーの負担軽減につながるようなサービス（下記参照）を探し、組み合わせて利用を勧める事になります。単独の部署で完結することは少ないため、多機関連携・多職種連携が重要です。

介護保険制度、障害者支援制度、児童福祉制度、生活保護制度、福祉貸付等多くの制度・サービスがあります。しかしながら、子どもには直接情報が届いていないと思われますので、福祉事務所や社会福祉協議会等の情報誌の提供、ホームページでの周知、窓口を案内する、等の工夫が必要です。

実態調査ではきょうだいの迎えや世話、見守りの割合が高い傾向でしたので延長保育、放課後児童クラブ、児童館、放課後等デイサービス、ファミリーサポートセンター等の活用が考えられます。その他にも、「子どもの居場所」や「子ども食堂」などの情報提供も望まれます。

ヤングケアラーへの調査や聴き取りからは、学習支援や話を聴いてもらえる場、同じような経験をした仲間との交流などを希望する声がありました。

京都市内では（公財）京都市ユースサービス協会が「いろはのなかまたち」としてヤングケアラーの集いを開催していますが、令和５年１月から「オンラインコミュティ」として、毎月第２土曜日にオンラインでの交流の場を開催しています。その他、近畿を始め全国的に活動されているヤングケアラー、元ヤングケアラーの当事者組織があり、定期的にオンラインでの交流の場が設けられています。

負担軽減につながるサービスの例

きょうだいの世話をしている場合	ファミリー・サポートセンターの利用 保育所の利用調整等
学習支援が必要な場合	教育支援センターや子どもの居場所 フリースクール等の利用
ケアの対象者に障害がある場合	居宅介護の利用、施設入所等
共感できる相手を求めている場合	ヤングケアラー同士のピア・サポート オンラインコミュニティ

④　ヤングケアラー支援のための連携について

ヤングケアラーの支援に際して、御本人や御家族が様々な課題を抱えている場合、関係する機関・部署・団体等が連携して関わる必要があります。（下記国マニュアル図を参照）

市町村により、関係機関等の状況が異なりますので、ヤングケアラーの窓口となる部署を中心に、連携のとりまとめ役となる部署を決め、必要に応じて個別のケース会議を行うなどし、情報共有と具体的な支援内容および役割分担を明確にします。

京都府においても、ヤングケアラー支援ネットワーク会議を地域ごとに開催し、地域内のヤングケアラー支援に係る関係機関等が集まり、ヤングケアラーの発見や支援の方法について、関係者同士で情報共有することを通じて、支援に向けたノウハウの蓄積と、相互に顔の見える関係を構築していきます。

ヤングケアラー及びその家族を支える関係機関　（国マニュアルをもとに作成）

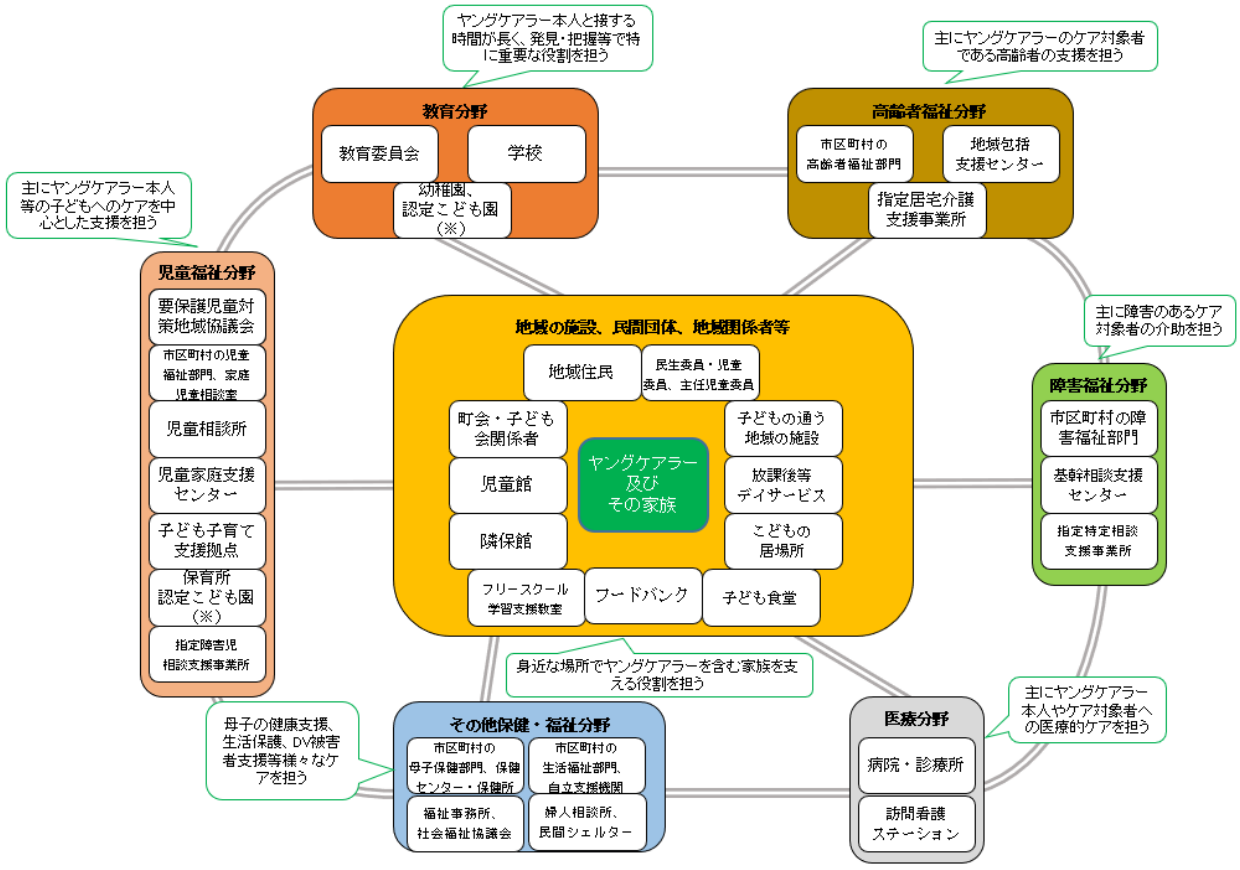

※認定こども園は４類型あり、類型によって関係する分野が異なる

ヤングケアラー支援ネットワーク会議

京都府では、地域内のヤングケアラー支援に係る関係機関が集まり、ヤングケアラーの発見や支援の方法について、関係者同士で情報共有することを通じて支援に向けたノウハウの蓄積と、相互に顔の見える関係を構築することを目的に、各市町村での「ヤングケアラー支援ネットワーク会議」の開催を進めています。

ネットワーク会議では、京都府ヤングケアラー総合支援センターによる関係機関向けの研修を実施しています。また、参加関係機関で事例を通じ支援方法等を検討するグループワークや実際のケース検討も行います。

ネットワーク会議は各市町村の要保護児童対策地域協議会を軸に、高齢福祉や障害者福祉、地域福祉等の関係部署・団体にも参加していただいて開催する事が望ましいと考えられます。

※要保護児童対策地域協議会の実務者会議をベースとする理由

ヤングケアラーの支援については、支援対象者やその家族が複合的な課題を持っているケースも多いが、要保護児童対策地域協議会は、福祉、子育て、教育をはじめヤングケアラー支援に関連する様々な分野の関係機関が参画しており、連携基盤となるにふさわしい。

⑤　個人情報について

ヤングケアラーへの支援を行う場合、ヤングケアラー御本人やその御家族の個人情報を共有する必要が出てきますが、その際、情報共有の前提として御本人や御家族の同意が必要になります。

ヤングケアラーの多くは未成年者であり、保護者の同意が必要ですが、保護者から理解を得て同意をいただくことが困難であることも想定されます。

多機関が関わってサポートすることのメリットを丁寧に説明し理解していただくことがその後の支援実施においても有効です。

同意いただけた場合は「同意書」を書いていただくことも良いでしょう。
「同意がないので、情報は出せません」と他機関から言われることもあるかもしれませんが、子どもに速やかなサポートが必要な場合などは市町村要保護児童対策地域協議会において取り扱うことで個人情報を含めた情報共有が可能と整理できます。

個々の案件の状況に応じて、例えば、子どもの養育が不適切なケースであれば「要保護児童」として、あるいは現実の問題は生じていなくとも、家族外からの支援が必要な場合は「要支援児童」として、市町村要保護児童対策地域協議会のケースと位置づけることが想定されます。

ヤングケアラーと児童虐待

子どもが家庭内でケアや見守りをしている事で日々の生活や学習に支障が出ている場合、児童虐待（ネグレクト）が疑われる事があります。また、過酷なケアや家族からのキツい声かけ、自分の自由な時間がない等から精神的にしんどい状態になった場合も児童虐待（心理的虐待）と考えられる事もあります。

子どもの状況について関係機関で共有・検討いただくなかでは、児童虐待としての対応が必要な場合もありますので、市町村要保護児童対策地域協議会や場合によっては児童相談所、警察への通告も視野に対応をご検討ください。

しかしながら、同時に子どもの一時保護や施設・里親への措置が子どもにとって最善の利益であるかどうかという点も、合わせて判断してください。

⑥　ヤングケアラー支援のために気をつけること

多機関が連携して支援を行う際の支援のあり方・姿勢について、国マニュアルにおいて「連携支援十か条」としてとりまとめられていますので、参考にしてください。

連携支援十か条

一　ヤングケアラーが生じる背景を理解し、家族を責めることなく、家族全体が支援を必要としていることを各機関が理解すること

二　緊急の場合を除いて、ヤングケアラー本人抜きで性急に家庭に支援を入れようとすることはせず、本人の意思を尊重して支援を進めることが重要であることを各機関が理解すること

三　ヤングケアラー本人や家族の想いを第一に考え、本人や家族が希望する支援は何か、利用しやすい支援は何かを、各機関が協力して検討すること

四　支援開始から切れ目なく、また、ヤングケアラー本人や家族の負担になるような状況確認が重複することもなく、支援が包括的に行われることを目指すこと

五　支援を主体的に進める者(機関)は誰か、押しつけ合いをせずに明らかにすること

六　支援を進める者(機関)も連携体制において協力する者(機関)も、すべての者(機関)が問題を自分事として捉えること

七　各機関や職種は、それぞれの役割、専門性、視点が異なることを理解し、共通した目標に向かって協力し合うこと

八　既存の制度やサービスで対応できない場合においても、インフォーマルな手段を含め、あらゆる方法を模索するとともに、必要な支援や体制の構築に向けて協力すること

九　ヤングケアラー本人や家族が支援を望まない場合でも、意思決定のためのサポートを忘れずに本人や家族を気にかけ、寄り添うことが重要であることを各機関が理解すること

十　円滑に効果的に連携した支援を行う事ができるよう、日頃から顔の見える関係作りを意識すること

ヤングケアラーと就学・進学

ヤングケアラーは家族のケアのために学校に行けなかったり、疲れ・睡眠不足から授業に集中できない、居眠りをしてしまう、などの様子が見られることが実態調査からわかってきました。

また、御家族の介護や家計を助けるために、アルバイトや就職をし、進学の夢を断念する、修学旅行の参加をあきらめる、といったこともあります。

実態調査では子ども自身から学習のサポートを望む声があがっていました。

こどもの日々の学校での様子や進路面談で子どもの所属する学校では注意していただいていますが、その他、奨学金等の利用状況や就職活動の様子などから気になる事があれば、子ども自身の気持ちを十分に聴き取り、福祉制度や就学支援制度を活用し、夢が叶うようなサポートが望まれます。

ヤングケアラーと就職

長年に渡る家族のケアから、就職の機会を逃してしまったり、ケアにあてる時間を確保するために正規職員ではなく、非正規・短時間の仕事を選ばざるを得ないことがあります。

福祉サービスを調整したり、職場の介護休暇制度を活用する、資格取得をサポートしたりするなど、子ども自身の安定した将来設計が出来るよう、多方面からのサポートが望まれます。

京都ジョブパークには多様な就労支援のコーナーがあり、新卒だけではなく、転職や就労準備のサポートも実施されていますので、利用を勧めてください。

＜参考資料＞

＜国作成資料＞

※こども家庭庁特設サイト

こどもがこどもでいられる街に。～ヤングケアラーを支える社会を目指して～ 厚生労働省】（mhlw.go.jp）

〇令和元年度

ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン

★アセスメントシート

ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン（案）（murc.jp）

〇令和３年度

多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル

～ケアを担う子どもを地域で支えるために～

★連携して行う支援のポイント、支援の基盤作り

多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究報告書 | ヘルスケア | デロイト トーマツ グループ | Deloitte

〇令和４年度

ヤングケアラーの支援に係るアセスメントシートの在り方に関する調査研究

★ヤングケアラー気づきシート（こども向け、大人向け、ガイドブック）

ヤングケアラーの支援に係るアセスメントシートの在り方に関する調査研究 | ヘルスケア | デロイト トーマツ グループ | Deloitte

市区町村におけるヤングケアラー把握･支援の効果的な運用に関する調査研究

★手引き

市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の効果的な運用に関する調査研究 | ヘルスケア | デロイト トーマツ グループ | Deloitte

＜京都府作成資料＞

ヤングケアラー連携支援マニュアル（本マニュアル）

shiensymanyuaru1.pdf (pref.kyoto.jp)

ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーへの支援／京都府ホームページ（pref.kyoto.jp）

＜京都府ヤングケアラー総合支援センターホームページ＞

京都府ヤングケアラー総合支援センター | 京都府母子寡婦福祉連合会・京都府ひとり親家庭自立支援センター（hitorioya.kyoto）

＜支援団体（オンラインコミュニティ）＞

いろはのなかまたち | （公財）京都市ユースサービス協会（ys-kyoto.org）

「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシート

各自治体等で適宜加工しながらご自由にお使いください

０．子ども本人の基本情報

性別　□ 男　□ 女　□ その他（　　） 年齢　（　　）歳	要対協登録　種別

初回作成日　　年　　月　　日
最終更新日

ヤングケアラーとは
「本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」のことをいいます。

１．本来守られるべき「子どもの権利」が守られているか　→子どもと関わりのある第三者が、ヤングケアラーの可能性のある子どもを発見するために

①健康に生きる権利

- □ **必要な病院に通院・受診できない、服薬できていない** ★
- □ **精神的な不安定さがある** ★
- □ **給食時に過食傾向がみられる（何度もおかわりをする）** ★

（その他の気になる点）

- □ 表情が乏しい
- □ 家族に関する不安や悩みを口にしている
- □ 将来に対する不安や悩みを口にしている
- □ 極端に痩せている、痩せてきた
- □ 極端に太っている、太ってきた
- □ 生活リズムが整っていない
- □ 身だしなみが整っていないことが多い（季節に合わない服装をしている）
- □ 予防接種を受けていない
- □ 虫歯が多い
- □
- □
- □

②教育を受ける権利

- □ **欠席が多い、不登校** ★
- □ **遅刻や早退が多い** ★
- □ **保健室で過ごしていることが多い** ★
- □ **学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある** ★

（その他の気になる点）

- □ 授業中の集中力が欠けている、居眠りしていることが多い
- □ 学力が低下している
- □ 宿題や持ち物の忘れ物が多い
- □ 保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い
- □ 学校（部活含む）に必要なものを用意してもらえない
- □ お弁当を持ってこない、コンビニ等で買ったパンやおにぎりを持ってくることが多い
- □ 部活に入っていない、休みが多い
- □ 修学旅行や宿泊行事等を欠席する
- □ 校納金が遅れる。未払い
- □ クラスメイトとのかかわりが薄い、ひとりでいることが多い
- □ 高校に在籍していない

③子どもらしく過ごせる権利

- □ **幼稚園や保育園に通園していない** ★
- □ **生活のために（家庭の事情により）就職している** ★
- □ **生活のために（家庭の事情により）アルバイトをしている** ★
- □ **家族の介助をしている姿を見かけることがある** ★
- □ **家族の付き添いをしている姿を見かけることがある** ★
- □ **幼いきょうだいの送迎をしている姿をみかける** ★

（その他の気になる点）

- □ 子どもだけの姿をよく見かける
- □ 年齢と比べて情緒的成熟度が高い
- □ ともだちと遊んでいる姿をあまり見かけない
- □
- □
- □
- □
- □
- □

２．家族の状況　→「ヤングケアラー」かの確認

①家族構成（同居している家族）

- □ 母親　□ 父親
- □ 祖母　□ 祖父
- □ きょうだい（　　）人　□ その他（　　）

②サポートが必要な家族の有無とその状況

- □ 特にいない
- □ 高齢　□ 幼いきょうだいが多い
- □ 障害がある　□ 親が多忙
- □ 疾病がある　□ 経済的に苦しい
- □ 精神疾患（疑い含む）がある　□ 生活能力・養育力が低い
- □ 日本語が不自由　□ その他（　　）

③子どもが行っている家族等へのサポートの内容

- □ 特にしていない
- □ 身体的な介護　□ 生活費の援助
- □ 情緒的な支援※　□ 通院や外出時の同行
- □ きょうだいの世話　□ 金銭管理や事務手続き
- □ 家事　□ 服薬管理・投与
- □ 通訳（日本語・手話）　□ その他（　　）

３．ヤングケアラーである子どもの状況　→ サポートの実態を確認

①子どもがサポートしている相手

- □ 母親　□ 父親
- □ 祖母　□ 祖父
- □ きょうだい　□ 家族全体
- □ その他（　　）　□

②子ども自身がサポートに費やしている時間

１日　　時間程度

③家庭内に子ども本人以外にサポートする人がいるか

- □ いる　→ 誰か：
- □ いない

※ 情緒的な支援とは　精神疾患や依存症などの家族の感情的なサポートの他、
自殺企図などの話などを聞かされるなど、子どもにとって過大に負担になることなどを含みます

４．子ども本人の認識や意向　→ 子ども自身がどう思っているかの確認

①子ども自身が「ヤングケアラー」であることを認識しているか

- □ 認識している
- □ 認識していない

②家族の状況やサポートをしていることについて、誰かに話せているか

- □ 話せている　→ 誰に：
- □ 話せていない

③子ども本人が相談できる、理解してくれていると思える相手がいるか

- □ いる　→ 誰か：
- □ いない

④子ども本人がどうしたいと思っているか（想い・希望）